

○経済産業大臣が定める受験資格、非常用予備発電装置工事に関する講習並びに非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の内容等

平成十六年三月二十九日経済産業省告示第百五号  
改正 令和三年三月三十一日経済産業省告示第六十一号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第四条の二第一項の規定に基づき、同項の表非常用予備発電装置工事の項下欄第二号に規定する経済産業大臣が定める受験資格、非常用予備発電装置工事に関する講習並びに非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の内容等を次のように定める。

#### （用語の定義）

第一条 この告示において、「自家用発電設備」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物のうち、ガスタービン及び内燃機関（原子力発電所に施設するものを除く。）をいう。

2 「非常用予備発電装置」とは、前項に規定する自家用発電設備であつて、非常用に供するものをいう。  
（受験資格）

第二条 電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）第四条の二第一項の表非常用予備発電装置工事の項下欄第二号に規定する経済産業大臣が定める受験資格を有する

者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において電気工学又は機械工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）にあつては、自家用発電設備の工事に関する業務に三年以上従事した経験を有する者

二 次のいずれかに該当する者にあつては、自家用発電設備の工事に関する業務に一年以上従事した経験を有するもの

イ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十四条第一項の技術士登録証のうち、技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第二条第一号又は第四号に係るものの交付を受けている者

ロ 電気事業法第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状若しくは同項第三号の第三種電気主任技術者免状（以下「電気主任技術者免状」と総称する。）又は同項第六号の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状若しくは同項第七号の第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者

三 前二号に規定する者以外の者にあつては、自家用発電設備の工事に関する業務に五年以上従事した経験を有するもの

#### （講習の方法）

第三条 規則第四条の二第一項の表非常用予備発電装置工事の項下欄第二号に規定する経済産業大臣が定め

る非常用予備発電装置工事に関する講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、当該科目の範囲及び講習時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

科 目	範 囲	講 習 時 間
非常用予備発電装置の基礎	一 電気に関する基礎理論 イ 電流、電圧、電力及び電気抵抗 ロ 導体及び絶縁体 ハ 交流電気の基礎概念 ニ 電気回路の計算 二 発電装置の分類、構造及び性能 三 発電装置の運転、操作及び保護 四 シーケンス（展開接続図）の見方 五 配電盤の構成	二時間
非常用予備発電装置工事の 施工方法	一 設置工事の方法 二 配線及び配管の工事方法 三 工事用の材料及び工具の用途	二時間

<p>非常用予備発電装置に係る 検査方法</p>	<p>非常用予備発電装置に関する法令</p>	<p>一 点検の方法 二 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法 三 接地抵抗測定の方法 四 継電器試験の方法 五 シーケンス試験の方法 六 試験用器具の性能及び使用方法</p>	<p>電気事業法、電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）及び電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号。以下「法」という。）、電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）及び規則並びにその他関係法令</p>	<p>一時間</p>	<p>三時間</p>
------------------------------	------------------------	---	---	------------	------------

（講師の条件）

第四条 講習の講師は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者とする。

科 目	条 件
<p>非常用予備発電装置の基礎 非常用予備発電装置に関する法令</p>	<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において電気工学又は機械工学に関する学科の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、非常用予備発電装置に関する業務に五年以上従事した経験を有する者であること。</p> <p>二 法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証（非常用予備発電装置工事に係るものに限る。以下同じ。）の交付を受けている者であること。</p> <p>三 電気主任技術者免状の交付を受けている者であること。</p> <p>四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者であること。</p> <p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において電気工学又は機械工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、非常用予備発電装置に関する業務に五年以上従事した経験を有する者であること。</p> <p>二 学校教育法による高等学校において電気又は機械に関する学科の課程</p>
<p>非常用予備発電装置の工事の施工方法 非常用予備発電装置に係る検査方法</p>	

程を修めて卒業した者であつて、非常用予備発電装置に関する業務に  
 七年以上従事した経験を有する者であること。  
 三 法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証の交付を受けた後  
 、非常用予備発電装置に関する業務に三年以上従事した経験を有する  
 者であること。  
 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産  
 業大臣が認める者であること。

(試験の方法)

第五条 規則第四条の二第一項の表非常用予備発電装置工事の項下欄第二号に規定する経済産業大臣が定め  
 る非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験（以下「試験」  
 という。）は、講習を修了した者に対し、筆記試験の方法により行う。

(筆記試験)

第六条 筆記試験は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、当該科目の範囲は同表の下欄に掲  
 げる範囲とする。

科 目	範 囲
非常用予備発電装置の基礎	一 電気に関する基礎理論

<p>非常用予備発電装置の工事の施工方法</p>	
<p>非常用予備発電装置に係る検査方法</p> <p>一 点検の方法</p> <p>二 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法</p> <p>三 接地抵抗測定の方法</p> <p>四 継電器試験の方法</p> <p>五 シーケンス試験の方法</p>	<p>イ 電流、電圧、電力及び電気抵抗</p> <p>ロ 導体及び絶縁体</p> <p>ハ 交流電気の基本概念</p> <p>ニ 電気回路の計算</p> <p>三 発電設備の分類、構造及び性能</p> <p>四 シーケンス（展開接続図）の見方</p> <p>五 配電盤の構成</p> <p>一 設置工事の方法</p> <p>二 配線及び配管の工事方法</p> <p>三 工事用の材料及び工具の用途</p>

<p>非常用予備発電装置に関する法令</p>	<p>六 試験用器具の性能及び使用方法</p> <p>電気事業法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則、電気工事士法、電気工事士法施行令及び規則並びにその他関係法令</p>
------------------------	---

2 筆記試験の合格基準は、それぞれの科目につき六十パーセント以上の成績であることとする。

(試験員の要件)

第七条 非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に関する事務を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学若しくは機械工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二 学校教育法による専修学校の専門課程において電気工学若しくは機械工学に関する学科を担当する教員の職にあり、又はあつた者

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による高等学校教諭の専修免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学若しくは機械工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつた者

四 電気工作物検査官の職にあり、又はあつた者

五 法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証の交付を受けた後、非常用予備発電装置に関する業



務に十年以上従事した経験を有するもの

六 電気主任技術者免状の交付を受けている者であつて、電気技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの

七 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において電気工学又は機械工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、非常用予備発電装置に関する業務に十年以上従事した経験を有する者


八 学校教育法による高等学校において電気又は機械に関する学科の課程を修めて卒業し、かつ、非常用予備発電装置に関する業務に十五年以上従事した経験を有する者

九 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者  
（修了及び合格に関する証書等）

第八条 講習及び試験を行う者は、講習を修了し、かつ、試験に合格した者に対し、様式による講習修了及び試験合格に関する証書並びに当該講習及び試験がこの告示で定める内容に合致していることを証明する書類を交付しなければならない。

非常用予備発電装置工事講習修了及び試験合格に関する証書

ふりがな		生年 月 日		年 月 日生	
受験者氏名					
現住所		(TEL )			
他に連絡先がある場合はその名称及び所在地		(TEL )			
科目	名称				
	所在地				
非常用予備発電装置の基礎	範囲	講師の氏名	第4条の表各号 該当箇所	受講期日	
				年 月 日 から 時 分 (2時間)	年 月 日 から 時 分 (2時間)
非常用予備発電装置工事の施工方法	1 電気に関する基礎理論 イ 電流、電圧、電力及び電気抵抗 ロ 導体及び絶縁体 ハ 交流電気の基礎概念 ニ 電気回路の計算 2 発電設備の分類、構造及び性能 3 発電設備の運転、操作及び保護 4 シーンケンス (展開接続図) の見方 5 配電盤の構成				
		1 設置工事の方法 2 配線及び配管の工事方法 3 工事用の材料及び工具の用途			

非常用予備発電装置に係る検査方法	1 点検の方法 2 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法 3 接地抵抗測定の方法 4 継電器試験の方法 5 ショークレンス試験の方法 6 試験用器具の性能及び使用方法		年 月 日 から 時 分 (1時間)
非常用予備発電装置に関する法令	電気事業法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則、電気工事士法、電気工事士法施行令及び電気工事士法施行規則並びにその他関係法令		年 月 日 から 時 分 (3時間)
上記の者は、電気工事士法施行規則第4条の2第1項の規定に基づく経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に関する講習を修了し、かつ、経済産業大臣が定める非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に合格したことを証明します。			
年 月 日 所在地 〒 氏名又は名称 証明者 法人にあっては代表者の氏名 (TEL ) 			

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず非常用予備発電装置工事講習及び試験を行う者（法人にあっては代表者）が自署するものとする。

## 附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（令和三年経済産業省告示第六十一号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

第二条 学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。